

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）  
昭和四四年四月十五日第三種郵便物認印

# 鳥取県公報

目 次

◇ 告示 新たに行なおうとする土地改良事業の認可

数人が共同して行なう土地改良事業の認可  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地の立入の許可

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集

甲種火薬類取扱保安責任者等の資格試験の実

施 第三種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者

試験の実施 第三種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者

用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十九年十月二日認可した。

昭和三十九年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十八号

氣高郡青谷町大字青谷三、五九〇番地 保木本徳太郎  
ほか二十六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

上光土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする  
土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十月二日

鳥取県告示第五百五十七号

鳥取県告示第五百五十九号

上光土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする  
土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十月二日

鳥取県告示第五百五十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ

00508  
(第3種郵便物)  
(認)

別表				結核病検査及びブルセラ病検査		
一	実	期	日	次	実施区域	実施場所
十月	十二日	十月	十五日		江府町	吉原、大河原検診場
"	"	"	十六日	"	"	江尾、久連"
"	"	"	十七日	"	"	上菅、近江、中菅"
"	"	"	十八日	"	"	舟場、高尾、安原"
"	"	"	十九日	"	"	俣野、洲河崎"
"	"	"	二十日	"	"	下蚊屋、宮市"
"	"	"	二十一日	"	"	美用、小原、杉谷"
"	"	"	二十二日	"	"	大阪、富江、柄原"
"	"	"	二十三日	"	"	野田、市場、原"
"	"	"	二十四日	"	"	高代、白谷、太田、中野"
"	"	"	二十五日	"	"	三栄、丸山"
"	"	"	二十六日	"	"	矢戸、宮内、河上"
"	"	"	二十七日	"	"	
"	"	"	二十八日	"	"	
"	"	"	二十九日	"	"	
"	"	"	三十日	"	"	
"	"	"	三十一日	"	"	
"	"	"	三十二日	"	"	
"	"	"	三十三日	"	"	
"	"	"	三十四日	"	"	
"	"	"	三十五日	"	"	
"	"	"	三十六日	"	"	
"	"	"	三十七日	"	"	
"	"	"	三十八日	"	"	
"	"	"	三十九日	"	"	
"	"	"	四十日	"	"	
"	"	"	四十一日	"	"	
"	"	"	四十二日	"	"	
"	"	"	四十三日	"	"	
"	"	"	四十四日	"	"	
"	"	"	四十五日	"	"	
"	"	"	四十六日	"	"	
"	"	"	四十七日	"	"	
"	"	"	四十八日	"	"	
"	"	"	四十九日	"	"	
"	"	"	五十日	"	"	

00507  
(第3種郵便物)  
(認)

て、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十月二日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及び肝てつ症予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

四 實施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

ブルセラ病検査……ツベルクリン皮内反応

凝集法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

肝ての検査及び駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

十月十五日	江府町	吉原、大河原検診場
"十六日	"	江尾、久連"
"二十一日	田野町	上菅、近江、中菅"
"二十一日	"	舟場、高尾、安原"
"二十四日	江府町	俣野、源河崎"
"十九日	"	下牧園、富市"
"三十日	"	美用、小原、杉谷"
"三十一日	溝口町	大坂、富江、折原"

### 鳥取県告示第5百六十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一  
条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたのや、  
同法同条第四項の規定によつて告示する。

昭和三十九年十月二日

鳥取県知事 石破 一朗

### 起業者の名称

日本国有鉄道大阪工事局長

### 事業の種類

日本国有鉄道が日本国有鉄道法(昭和二十二年法律第  
二百五十六号)第十二条第一項各項に掲げる業務の用に  
供する施設に関する事業

### 立地入るゝとする土地の区域

米子市蚊屋、熊党、浦津、吉岡、車尾、觀音寺

### 立ち入るゝとする期間

昭和三十九年十月一日から

昭和四十年三月三十日まで

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号  
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年十月二日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

1 日時 昭和三十九年十月三日 午前十時三十分

1 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

00510

(第3種郵便物)  
報 第3570号

昭和三十九年十月二日 金曜日 鳥取県公報 第3570号 (認)

5 昭和三十九年十月二日 金曜日 鳥取県公報 第3570号

1 川 織題 1 市町村教育委員会教育長の承認について	(2) 場所 倉吉市上井
2 公 告	鳥取県立倉吉産業高等学校
3 受験手続	次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。
4 甲種火薬類取締法(昭和二十五年法律第149号)第31条 に規定する甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取 扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。	(1) 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第15の様 式による。
5 乙種火薬類取扱保安責任者 一般火薬学	(3) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様 式による。
6 一般火薬学	(3) 写真 手札型で出願前6月以内に撮影した正 面半身像で、裏面に撮影年月日、氏 名及び年令を記入すること。
7 一般火薬学	(4) 戸籍抄本
8 一般火薬学	700円分の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり つけ、消印しないこと。
9 一般火薬学	5 受験願書提出期間
10 一般火薬学	昭和三九年一月二日から一月二七日まで
11 一般火薬学	6 受験票

00511

第3570号 韶 公 县 取 鳥 日 曜 金 和 39年10月2日 昭

受験票は、願書を受け付けた者に交付する。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31

条第2項の規定により、昭和39年度第3種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和39年10月2日

鳥取県知事 石破二朗

## 1 試験科目及び試験時間

試験科目 試験時間

(1) 高圧ガスの取締りに関する法令

(2) 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術

## 2 試験年月日及び試験場所

(1) 試験年月日 昭和39年11月29日（日曜日）

(2) 試験場所 鳥取市及び米子市

## 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部商工課に提出してください。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則（昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。）別表第19の様式によること。

(2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写真 手机判台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日氏名及び年令を記載すること。

## 4 受験手数料

700円分の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはりつけ、消印しないこと。

## 5 受験願書提出期間

昭和39年10月1日から昭和39年10月15日まで

## 6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

昭和39年10月2日 鳥取市役所

鳥取県商工労働部  
〔認定 1級 冷凍 11月10日 (新規承認)〕